日産レンタカー貸渡約款

第1章 総 則

その特約がこの約款に優先するものとします。

第2章 予約

第2条(予約の申込み) 1.借受人はよレンタカーを借り尽にあたって、当社所定の身を会等に同意のつみ、当社所定の方法に以、予め庫種クラス、使用目的、借受開始互時、借受場所 信受財服、返車銀所、運車名、チャイルドン−ト等の付属品の要否、その他の借受条件に以て「借受条件」とい、ます」を明元して予約の申込みを行うととが

できま。 当社は、借受人から予約の申込みがあったたちは、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応する味のとします。この場合、借受人は、当社 分替に認める場合を除さ、当社所定の予約申込金を支払、洗のとします。 ~ 7~9~9~9~9~9~9~1

が明に認める場合を除た。当れれたリアを呼吸を変更、かんします。 第3条(予約の変更) 借受人は、前条第1項の予約条件を変更するときは、予約した借受開始日時の前に、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。 第4条(予約の第1条)

84条(予約の取消し等) 1.借受人は、当社所定の方法によ人予約を取り消すことができます。 2.借受人が、予約した借受開始時刻を1時間以上経過しても出発手続咎に着手しなかったとちは、当社が特に認めた場合を除き、予約が取り消せれたの

乗車日の7日以前 乗車日の6~3日前 乗車日の2日前および前日 基本料金の20% 基本料金の309

・期间の場合において、第1項の景楽とするとしができない原因が、当社の真めに得すべる事由によると思は第4条第4項を、当社の責めに得さない事由によるとはは第4条第3項を興用ます。
5.第3項の場合において、第1項の資金、とするととができない原因が、当社の責めに帰さない事由によると思いは第4条第5項の予約取消止として取り扱い、当社は受害なの予分申知と急を重するからよいます。
第6
4.数と、計せなが信息人は、予約が取り落され、資達がされなかったとはついては、第4条及び第5条に定める場合を除さ、相互に何らの請求をしないものとします。

は7.9。 第7条、予約業務の代行) 1. 借受人は、当社に代わって予約業務を耽り扱う旅行代理店、提携会社等(以下「代行業者」といいます。)において予約の申込みをすることができます。

第3章 貸渡し

第3条 (資産別の機能)

1 日本の (資産別の機能)

取りまる位置は単純支切所検討を共らい古し、人が大と連合を管理した場合との参求かついてが、 (6) 過去の資金にはか、「自動事情報が通用ではなか、過乗があったが、人は、日本等を用いたと、又は合理的範囲を超える負担を要求したとき。 (8) 国版を高年、又は協計者、以は成けを用いて当かの信用を信頼、又は業務を初ましたさ。 (9) 写の他当光年の条件を満たしてないとき。 (3) 有の場合において信号人との際、版は、予約が成立していたとは、予約の表現、があったためし、て物原水、信号人は、当社所定の予約取消手数条を買いる当社とおいて信号人との際、版は、予約が成立していたとなり、予約の表情とないであったとは、受解系の予修中を全信号人に返還するかと

します。 第10条、賃渡契約に第8条第7項の賃渡料金の支払い方法か合意され、借受人が予約を申し込み、当社所定の審査を行い、承認した場合に成立するものとします。この場合、受罪済の予修中砂込金及び信息人が当社に提出したケーボン等の労働額賠当額に賃貸業件金の一部に充当されるものとます。 2. 前等の引渡には、第2条第1項の借受暇拾日時に、同項に明示された借受場所で行うなのとます。 第11条、(資料金)

1条(度要符金) 簡潔料金比以下の料金の合計金額をいえのとし、当社はそれぞれの類又は計算根拠を料金表に明示します。 1)基本料金 2、偏品使用料金 3)アンケェインプリービス料金

(4) 配車引取料金 (5) その他当社所定の料金

い、大い四国化用と呼称至 基本経合はより方の同意に続において、当社が地方運輸電路等を見長、兵庫側にかては神戸運輸室管理兵庫管理部長、沖縄県にあっては沖 基本経合はより方の同意に続いて、当社が地方運輸電路を見長、兵庫側になっては神戸運輸室管理兵庫管理部長、沖縄県にあっては沖 第一条に泛み中級に、報い当社が買渡料金を改定したと称は、予約時に定めた自復料金とします。

第12条 (世界条件の意) 語目は、自然条件の意) 語目は、前級など信息条件の変更によって登せたり、 2、 当社は、前級など信息条件の変更によって資産業務に支援が生まる人という。 第13条 (出機能なり結び)

第4章 使 用

15条(管理責任) ・信受入又は連転部はレクカーの使用中、善良な管理者の注意義務をもってレクカーを使用し、保管するものとます。 ・信受入又は連転者が使用中に返走道路等の兵計道路、兵柱駐車場、その他の有対サービスを利用したどは、信受人又は運転者はその利用料金等を 参い変数によってから背対サービスを供する者に支払、予したします。 ・当社が前辺の兵材サービスを供する者が、入財経金等の末払い返りを理由はレクサーの自動車登録書号と目時を特定し、その時の借受人の個 人情報の測定法を受けれて着、当社が無多くの個人情報を受けません。

入場所で加える場合 対している。 1889 1897 189

第17条(禁止行為) 借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

当計の承諾及び首該運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに着する目的に使用すること

| 1968年 | 1975年 | 19

(1) 資渡契約の終了時に、レンタカーが所定の場所に返還されたことを確認するため。(2) 第26条第 1 項に該当したとき、その他レンタカーの管理又は資渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、レンタカーの現在位置等を確認する。

第5章 返 還

す。 ・ 信息期間延長時か1度長年) ・ 記書の大き、日本の大き

します。 第24条 (返還場所の変更)

返還場所変更違約料=返還場所の変更によって必要となる回送のための費用×200% 第25条 (精算)

第6章 故障、事故、盗難時の措置

/米(以降光元ペッ治Ⅲ) 借受人 又は運転者は、使用中に1ンタカーの異常又は故障を発見したと気に、直ちに運転を中止し、当社に連絡するととはに、当社の指示に従うすのとしま

第2条(特殊者生物の指制 電影 人双点を持ち、表現 電影 人双点を持ち、表現 電影 人双点を持ち、表現 最終な記載を対します。 1) 富江県教が大変等当社に報告、当社の指示に従うとと、 (1) 高京に親が大変等当社に報告、当社の指示に従うとと、 (2) 前号の指示に接うなとカナーの作業を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うとと。 (3) 最級に関・当社が受けたいくを誘致されら間には力すると大は、当社が要求する場合を表示な思わずるとと。 2. 情勢人又は基準者が、自然の計画をくなが、企うの責任において複数を処理、人な「様女子な」のとます。 3. 当社は、最初文と課金者の心機能の対策に入てで同ちてとよれ、で複数を処理、人な「様女子な」のとます。 4. 当社は、最初文と課金者の心機能の対策に入て同ちでプランとは、その表現に加えてもまかを選、 4. 当社は、最初文と認義者の心機能の対策に入て同じている。 1. 当社は、最初文と課金者の心機能の対策に入て同じている。 1. 当社は、最初文と記者のによる。

の状状や広ぼすのかたします。
第325 当社は、多世別のかれる場合はは、前項の記録を検証するなどの措置をとそれのとます。
第325 人がは、薬が飲めれる場合はは、前項の記録を検証するなどの措置をとそれのとます。
第325 人がは主義を計は、使用やロングサーの盗難が発生したた。その他の被害を受けたと対は、別に定める措置をとそれのします。
(1) 直がし場所が発験に延期するとし、当社の形式に従うこと
(2) 直がし、被事が必要は、「現ましたの当社が終り、このを解除されの運動に協力するととは、当社が要求する書類等を選帯なく提出すること。
(3) 金属・その地の機能は、現ましたの当社が終り、このを解除されの調査に協力するととは、当社が要求する書類等を選帯なく提出すること。

(3) 盗職 その他の被害に別、当社及び当社が契約している原検会社の開査には力するとせた、当社が要求する無害特を選那なく選出すること 割る後、使用不能による資産契約の対しず自由(以下「故障毒」といます。」により、2分カーが使用でなななっただき(温路高速速車両法等の上海へ信定める電車を指すなどの土ただき(合地)、は、資産契約は終すするからたまる。「由受人以連転者は、第二章の定めたが開始にカラケー及び備品を当社と、活動を収益していた。」とは、第14条の定めた出土が出たる。 2. 信要人は、前地の場合、未解算の文は燃料精像を分めるとせた。第三章の定めたが直生にてれた当社に支むたと比え、第14条の定めた出当社に与え、 に指着し・グラーの制度のが影響を使すずる情解を含みます。と他間する情化を対してれた当社に支むたとした。第14条の定めた出当社で与え に対象してクラーの制度のが影響と乗する情解を含みます。と他間する情化を対象のよりによりで表示のと関する場合は、信受人は当社から代替レクケーの提供を けることかできるかとは、また。と、代替レンカーの提供条件については、第15条第21条を押するがたします。 4. 能力と目的がで指してからかと思うない。

ないとでも同様とします。 5. 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責めに帰することができない事由におり生した場合は、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから貸渡

型約の終了主での期間に対応する普湾料金を美し引いた研稿を借号人に返還する4のとします。 5. 借受人は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにおり生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないたとしています。 かたし、故障者が当社の故意又は重大な過失におり生いた場合を除きます。

第7章 賠償及び補償

第3条 (帰復及び発星権側)
1. 信便及人に側に関いた。 (帰復及び発星権側)
1. 信便及人は、他の場合が発星権側 (一般の表情があります。 (場合を) (場合

漢子或於少比其字。 , 1 180分與制。 借予、火以其氣疾的命能以上其子,九元、資源股時以而予、外高與解解制制。加入、金與解釋手數核來之此。生命介、 以為一致,也可以此位而改成。解釋,但與一致,也可以 不養生人方數、並以上供數的。例如,但是第二条成一致,也可以 不養生人方數、或以上供數的關係。 (大學生人方數、或以上供數的關係。) (大學生人方數、或以上供數的關係。) (大學生人方數、或以上供數的關係。) (大學生人方數、或以上供數的關係。) (大學生人方數) (大學生人方學生人方學生人方學生人方學生人方學生人 (大學生人子) (大學生人子)

第8章 貸渡契約の解除

#35条、現裏契約の解除)

1. 当社は信号人又は基準者が使用中に的的に違与したた。又は第9条第一項名号又は第9条等のいずれかに該当することなったとは、何分の 値を受要するに有意契約を解除しようか一の返逐を譲ますることができなのとします。この場合、信受人は、未精算金又は燃料積算金があるとない。匿ち にこれを当社に支払います。 2. 前郊の場合、担社投資業の資産発生金分子、資金しから解除までの期間に対すする各々の金額を差し引い、残額を借受人に返還するものとします。 第一3条、信息等の解除に提出したとは、当社に生した損害を支払、近のによす。

84条。回避期間 194条。回避期間であって、当社の問題を掲て自然側約を維持すると比べてきなり上ます。この場合、当社、受害者の問意料会から、資源しから返 当事での問題が対する問題は各名が、より、小さ類称を指導といる選手であり上ます。ただ、当初契約により出典制能失業の利用時間の更か24時間未 適の場合、当社はこれを返還してものとします。 2、信受しは、未開始を又は囲料開発のから必然は、類で多々の変化というこのを選が当社で支払うのとします。

第9章 個人情報

1. 当社が借受人の個人情報を取得し、並びに当社を含む日産レンタカー(株式会社日産カーレンタルリノューション及び同社と日産レンタカーの店舗運営に関してフランチャイス製約を締結する接換会社をいい、以下「日産レンタカー」とい、ます、シナ相下間で個人情報を次摘し、利田する日然にかった場にでは、#毎

取得する個人情報	利 用 目 的
2) 個受人の氏名、住所、電話番号等の情報 (第26条第2 2項に定める調査等によ り取得する情報を含む) (空車種ララス、用途、併受用関等、資波 契約の内容に関する情報。 3/個受人が第3条第3項及び第4項に基 方を提示した運転免許証等に回載された 情報。 ((山当社が一般社団活人全国レンタカー領 会から提供を受けた情報。	・ 自選を対応主づく場所で、最初終了及び契約管理(318集件 4 Mic 主ぐ得数が上次を負金への場合、割26条業 1 Mic 主ぐ一会が担当人と起いたが一倍かった数にが任意り込みた場で、書意、後見んから向かせけおびを含める。 ローンカー・最佳は、4年放りにオープンのプイを引してするか・モンの提供、長信息型。 中国では一般では、4年放りにオープンのプイを引してするか・モンの提供、長信息型。 市区日間からが出て、38年、サーバーの企業による場外、 ニーロモノンカーの信息等に対象では、28年、日間、1 では、20年の一般では、20年の一般では、20年の日間では

提供先 提供先における個人情報の利用目的 ビス等についての情報を提付する等、日産日勤登略また会社の営業に関うる案内を行うこと。 場所といえは各種漢足度の上策等を続けまるたとまた。当該検討のため、レンタカーを利用した動機又は日産レンタカ 等になって、一十一副監査を展覧すること。 日産白動市株式会社

・商品、サービス等についての情報を提供する等、株式会社日産フィナンシャルサービスの営業に関する案内を行うこと。 商品の企画・個男又はおき候組足ほり、正等を参加すること。また、当該検討のため、レンカナーを利用した動機又は日産レンダス のお客様対力能力について、アンナーが顕色を実施するとなった。 株式会社日産フィナンシャルサービス 借受人は、口産レンタカーが口産レンタカーの事務(コンピュータ事務、代金決済事務、顧客管理、顧客からの問合せ対応等の一切の事務)を株式会社「 全アイナンシャルサービスその他第三者に業務委託する場合に、個人情報の保護措置を講じたえて、第1項におし取得した個人情報を当該業務委託先に

預託することに同意します。

4	4. 当社が連転者の個人情報を取得し、利用する目的は次の通りです。	
	取得する個人情報	利 用 目 的
	(1)運転者の氏名、住所、電話番号等の情報(第26条第2項に定める調査等により取得する情報を含ち、) ②運転者が第8条第3項及び第4項に基づた投売した運転免許証等に記載された情報 (3)当社か一般社団法人全国レンタカー協会から提供を受けた情報	(主 資源的に基づ場所等 (主 前の前の上が、1987年) (主 前の前の上が、1987年) (主 前の前の上が、1987年) (主 古 中の前の上述 大場市 (上 注 日 中の前の上述 大場市

ホームページアドンス中は5/missan-rentacar.com/ 第3条 (個人情報の登録なび月間の登録なび月間の登録なび月間の記念第11編2基 芝・般社団法人全国レクカー協会は報告した借受人の氏名、住所、運転免許証書号等を 会で個人情報が、一般社団法 人全国ソッカー協会に7年を超えない期間登録されること並びにその情報が一般社団法人全国ンタカー協会及び加盟 各部連府親レクカー協会とその会員事業者によって利用されることに関係。ます。 本社 日記

第10章 雑 則

第37条 (代理貸渡し) 当社がレンタカー保有者 が適用されるものとします。 第38条 (相段) ン。 - 保有者として、他の事業者に委託してレンタカー貸渡しを代理させる取引を行い、借受人ヘレンタカーを貸し渡す場合においても。本約款

第・90条(相段) 当社は約款に基づ、信受人に対する全銭債務があると社は信受人は当社に対する全銭債務といっても相殺することができるよのとします。 第30条(消費袋)

第39条 (角骨股) 借受人は、約数に基大取引に廃立れる消費税(地方消費税を占みます。)を当出に対して支払予のとします。 第40条 (理証酬者金) 信号人及び当社は、この分数に基づ全銭債務の履行を含ったご性、相手方に対し年率14分の割合による遅延損害金を支払予のとします。 第41条 (研文財物の優先週刊 対大記念と実大物のの帰た週刊 対大記念と実大物のの帰た週刊

第2次的次。英文的款の開展及は文館、乙物館配所を基備合、新文的旅企主式の応わたした社権発売期刊ます。 第2年、日本日本日本の開除別に定めると力できぬかし、その細則はこの約款と同等の効力を有するみのとます。 第43条 (世更事等の情報提供) 当社は信息、认识し、この物質等の方、信息人の調整報信報日本及び置業権直責任の外別、当社の原設又は補償制度の内容及び条件並びに信息人 当社は信息人は対し、この地方等の方、信息人の調整報信報目及び置業権直責任の外別、当社の原設又は補償制度の内容及び条件並びに信息人 が成する。 「公司」とは、「会」とは、「会」とは、「会」とは、「会」とは、「会」とは、「会」というでは、「会」というないっしいっしい。」

「会」というでは、「会」というでは、「会」というないる、「会」というないる、「会」というないる、「会」というないる、「会」というないる、「会」というないる、「会」というないる、「会」というないる、「会」というないる、「会」というないる、「会」というないる、「会」というないる、「会」というないるい

44条(防衛の銀元)

当社が前着を対理事事が開発を以下のいずれかの方法にお用意人に対して元はます。

①当社の選集店舗において公衆の見やすいなご提示にディスプレイ等の電子機器に表示させることを含みます。)

②まの電子メール等の電腦が方法を含まます。の現示

③書面(電子メール等の電腦が方法を含まます。の現示

京北、出土の発行さないアルトルを変勢になり、約等等の概要を借受人に提供するものとします。またこれを変更した場合も同様とします。

また、単行の発行する「アンル・料金表等により、前菜等の現実を指文人に使いてログルング・ログルング・ログルング・ 銀名条、制数の変も 第45条、制数の変もを更することができた。約歳券を変更する場合、単社、単社のホームペースに掲載するなど連切な方法で約款等を変更する旨、 当社は、この約款等を変更なことが、企業を企業がより、ます。

要要後が試験等の内容及はその放力発生時期を告知するのとます。 第4条(台管整備を持つ 約3条(合管整備を行う 約3次基・大権利及で募集について場合が生した地は、当社の本店社しくは営業部の所在地、借受場所の所在地、以は借受人若しくは運転者の住所 地管電客である時期に対域部長期所決して第一番の合意管備裁判別によす。 附 則

本約款は、令和5年10月1日から施行します。

